

政治活動事務所用の立札及び看板の証票について

(公職選挙法第143条第16項第1号、同条第17項 及び 同法施行令第110条の5)

- 選挙のない平時において、公職の候補者等（現職・候補者・立候補予定者）又はその後援団体は、選挙運動にわたらない限り政策の普及や宣伝、党勢の拡張、政治啓発などの政治活動を原則として自由に行うことができます。

1. 政治活動事務所用の立札及び看板の類

(1) 規格・設置場所等

- ◇ **縦150cm、横40cm**を超えないこと。（足のあるものは、足の部分も含む。）
この縦、横とは単に2辺の長さを制限したものに過ぎないので、横長にして使用することも自由です。
- ◇ 構造上、立札・看板と認められないもの（三角柱状のもの、あんどん型のもの等）は掲示できません。
- ◇ 立札及び看板の類は、「**政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において**」掲示しなければなりません。
「その場所において」とは、事務所の設置場所と社会通念上合理的と判断される場所であることを要します。設置する場所は「事務所」なので、道路端、農地、駐車場などに適当に置くことはできません。（事務所から相当離れた場所も不可）
- ◇ 実体のない事務所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。また、選挙期間中は新たな立札及び看板を設置することができません。

(2) 掲示できる総数等

- ◇ ①公職の候補者等1人につき**6枚**まで
②同一の候補者等に係る後援団体すべてを通じて**6枚**まで（後援団体（島根県選挙管理委員会に届出済みの団体）のある候補者等が対象）
- ◇ 1つの政治活動用事務所に掲示できる立札及び看板は、通じて2枚以内です。なお、両面使用の場合は2枚と数えます。

(3) 記載内容等

- ◇ 立札及び看板の類は、「選挙運動」にわたるものであってはなりません。スローガン等を書き込む場合は選挙運動と見なされないものに限りです。（あくまで事務所の表示であることに留意すること。）
(例：△△党公認○○○○、江津市議会議員選挙候補者○○○○、
投票を依頼するキャッチフレーズなどは不可)

2. 証票 公職の候補者等・後援団体の政治活動のための事務所に掲げる立札・看板には、選挙管理委員会の定める証票を表示しなければなりません。

(1) 交付できる枚数

- ◇ ①候補者等用の証票 **6枚**まで ②後援団体用の証票 **6枚**まで
(江津市長選挙及び江津市議会議員一般選挙に係る証票は江津市選挙管理委員会が発行)

(2) 有効期限

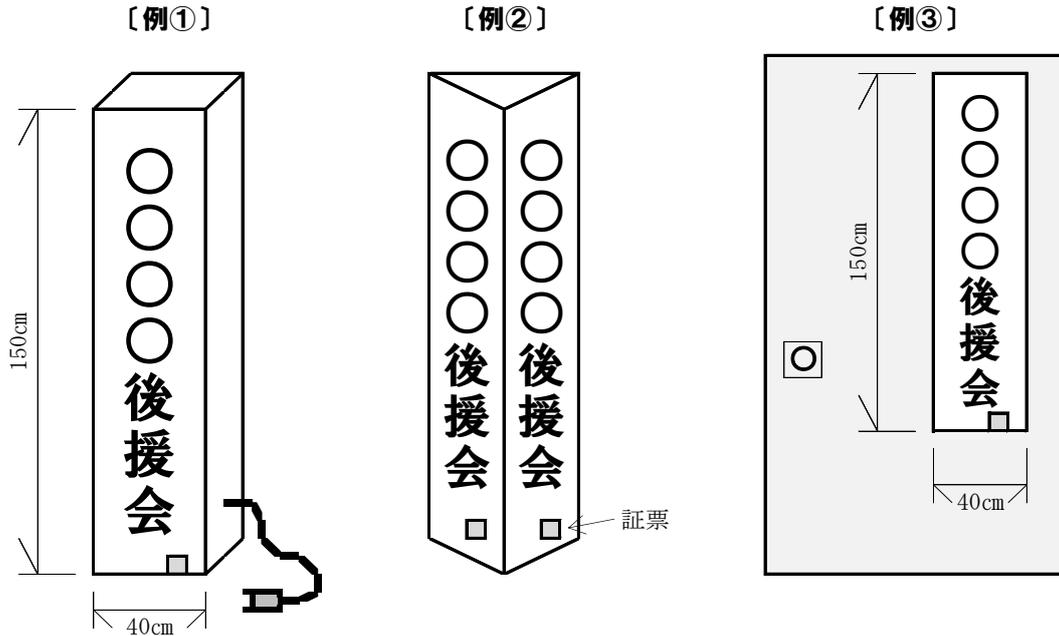
- ◇ **4年間（令和8年(西暦2026年)3月1日～令和12年(西暦2030年)2月28日）**

3. 罰則規定

- ◇ 証票の交付枚数や立札及び看板の類の大きさ又は掲示場所など公職選挙法違反があった場合は、2年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処されることがありますのでご注意ください。（公職選挙法第243条）
- ◇ 政治活動用看板など他人の物を損壊し、又は傷害した場合など刑法違反があった場合は、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料に処されることがありますのでご注意ください。（刑法第261条 器物破損等）

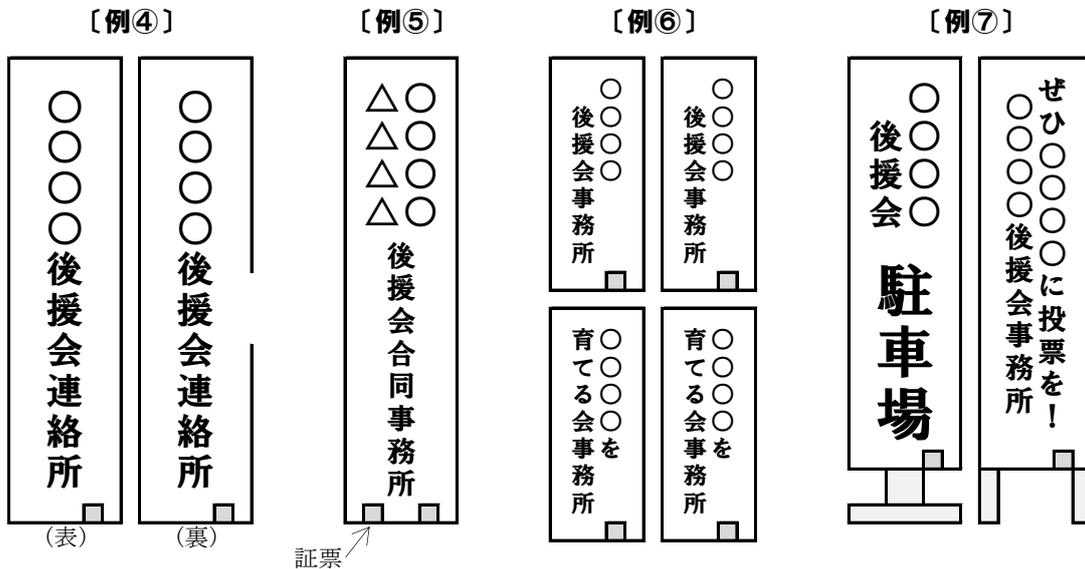
4. 立札及び看板の使用例

(1) 立札及び看板の定義に関するもの（×印は違反となるもの）



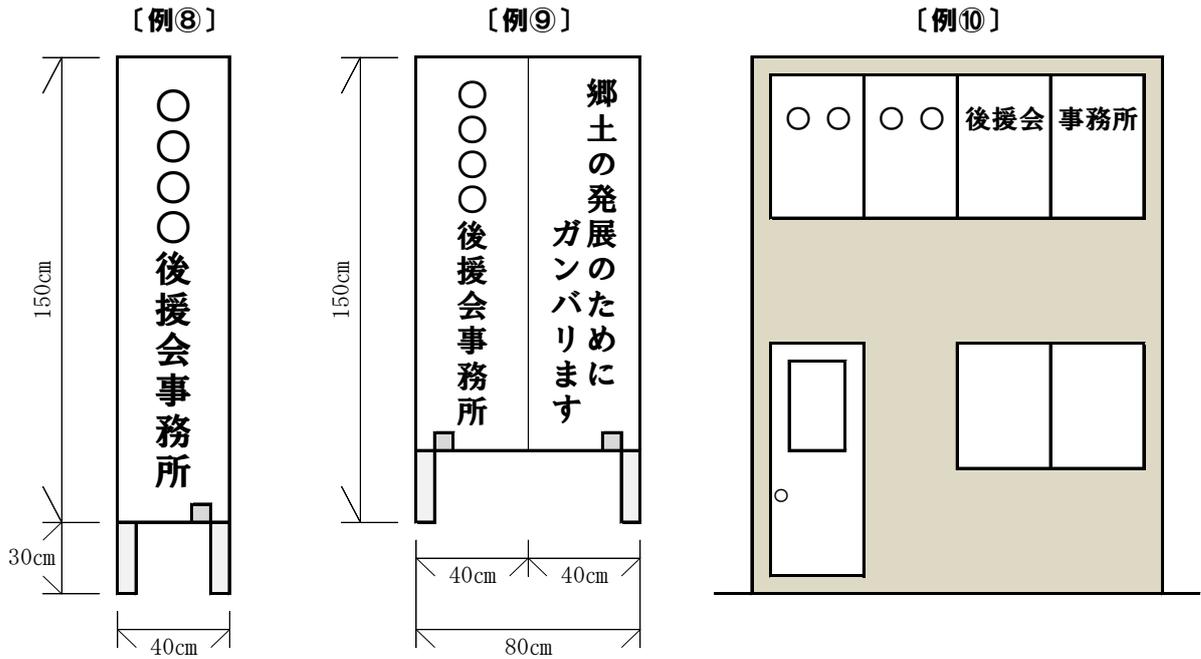
- 〔例①〕 「×」 中に電気を通じたもの等、あんどん、ちょうちんの類と認められるものは使用できない。
- 〔例②〕 「×」 板を3枚組み合わせて、三角柱状にしたものは、広告塔と認められ使用できない。
- 〔例③〕 「○」 扉等に直接記載したものでも、規格内の看板としての区分为明確であれば使用できる。

(2) 立札及び看板の類及び掲示場所に関するもの（×印は違反となるもの）



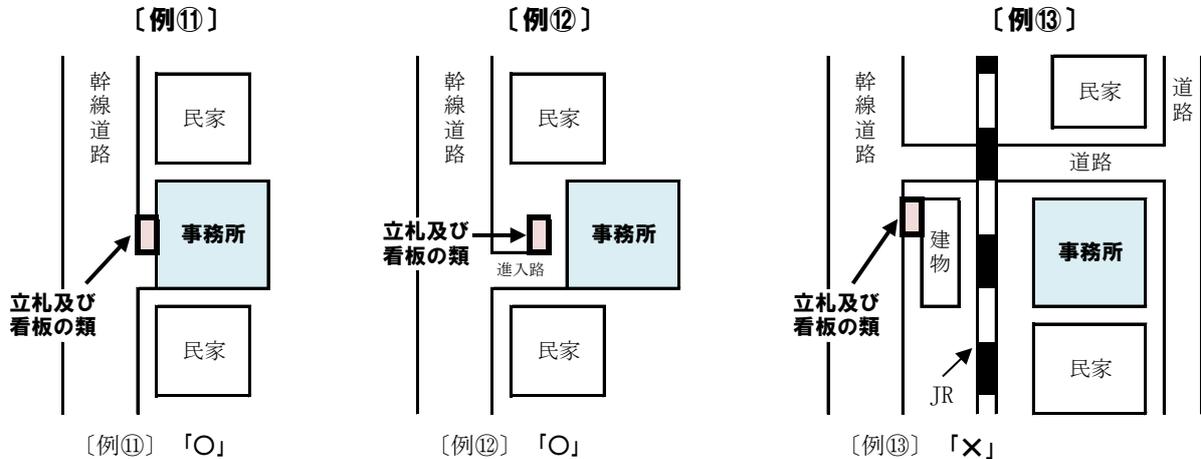
- 〔例④〕 「○」 表裏両面を使用する場合は、表裏それぞれを1枚とみなし合計2枚と計算されるため、証票は表裏それぞれ貼付けしなければならない。
- 〔例⑤〕 「○」 異なる後援団体が1枚の看板を共同使用する場合は、それぞれの団体について1枚の看板を使用しているものと見なすため、証票もそれぞれのものを各1枚貼付ける。（合計2枚）
- 〔例⑥〕 「○」 同一の場所に2以上の事務所がある場合は、それぞれ事務所としての実態を有する限り各2枚の立札及び看板の類を掲示することができる。
- 〔例⑦〕 「×」 立札及び看板の類が、その記載内容、大きさ、使用の態様からみて、候補者等や後援団体の選挙運動のために用いられていると認められる場合には掲示できない。
 なお、場合によっては法第129条、第146条に抵触することもある。

(3) 立札及び看板の類の規格に関するもの（×印は違反となるもの）



- 〔例⑧〕 「×」 立札及び看板の類の寸法は、立札等と一体となった全体の寸法で計る。立札に足を付けた場合は、この足の部分も算入される。
- 〔例⑨〕 「×」 2枚の看板を合せて使用する場合でも、これが一体となって1枚の看板の実態を有するときは、例えば証票を2枚貼付けしたものであっても、規格の制限に違反することになる。
- 〔例⑩〕 「×」 建物等の窓ガラスに紙、テープ等で表示したものは、これが窓ガラスと一体となる場合は、看板に関する規定の適用を受ける。

(4) 立札及び看板の類の設置場所に関するもの（×印は違反となるもの）



〔参考条文〕

◎ 公職選挙法第143条第16項第1号

立札及び看板の類で、公職の候補者等1人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令の定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの。

☆ 公職選挙法第143条第16項第1号 逐条解説

「政治活動のために使用する事務所」とは、公職の候補者等又は後援団体が、その政治活動のために各種の事務を行う場所として定めたものであり、また、その実態からみても、そのようなものとして使用されているものをいうものと解される。

「その場所において」とは、選挙事務所を表示するための立札、看板等に関する規定（法第143条第1項）にいうのと同様に解すべきであるが、事務所の設置の場所と社会通念上合理的に判断される場所であることを要する。

☆ 公職選挙法第143条第1項 逐条解説 ←〔例⑬該当〕

「その場所において使用する」とは、選挙事務所の設置の場所と社会通念上合理的に判断される場所において使用するものであることを要するのであって、選挙事務所を表示するために選挙事務所から相当離れたところに掲示することは、その場所において使用しているものとは認め難い。